放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。)の一部改正に伴い、本市が当該基準をリンク方式で採用している「小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(以下「条例」という。)において、今回の基準省令の一部改正内容を反映させるため、当該条例の一部改正を行う。

1 基準省令の改正内容

(1) 放課後児童支援員の資格要件の拡大及び所要の改正

(厚生労働省令第46号。平成30年3月30日公布、同年4月1日施行)

- ① 放課後児童支援員の基礎資格等について、一定の実務経験があり、かつ、市町村が適当と認めたものを対象とするため、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」を新たに規定するもの[基準省令第10条第3項第10号の新設…放課後児童支援員の資格要件の拡大]
- ② 放課後児童支援員の基礎資格として「学校の教諭となる資格を有する者」と 規定していたが、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱を明確にし、当 該更新を受けていなくても有効な教員免許状を取得している者を対象としてい るため、「教職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に変更するもの [基準省令第10条第3項第4号の規定の明確化…所要の改正]

(2) 放課後児童支援員の資格要件の拡大

(厚生労働省令第15号。平成30年2月16日公布、平成31年4月1日施行) 放課後児童支援員の基礎資格として「学校教育法の規定による大学において、 社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者」と規定していたが、「当該学科又は 当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」 と資格要件を拡大するもの〔基準省令第10号第3項第5号の規定の追加〕

2 上記の基準省令改正に伴う本市の一部改正条例の施行期日 上記1の(1)は公布の日、(2)は平成31年4月1日とする。

【基準省令の新旧対照表(改正箇所の抜粋)】

改正前		
(職員)		
第10条 (略)		
2 (略)		
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに		
該当する者であって、都道府県知事が行う研修		
を修了したものでなければならない。		
(1)—(3) (略)		
(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、		
中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育		
学校の教諭となる資格を有する者		
(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大		
正7年勅令第388号)による大学を含む。)		
において、社会福祉学、心理学、教育学、社会		
学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又		
はこれらに相当する課程を修めて卒業した者_		
(6)—(9) (略)		
4・5 (略)		

 平成30年3月30日公布、同年4月1日施行(上記1(1)①·②)

 平成30年2月16日公布、平成31年4月1日施行(上記1(2))

【条例の新旧対照表(改正箇所の抜粋)】

改正

最近改正 平成30年 月 日条例第 号	制 定 平成26年12月26日条例第35号
(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に	(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準)	関する基準)
第2条 法第34条の8の2第1項の規定に基	第2条 法第34条の8の2第1項の規定に基
づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営	づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準は、次条及び第4条に定めるも	に関する基準は、次条及び第4条に定めるも
ののほか、放課後児童健全育成事業の設備及	ののほか、放課後児童健全育成事業の設備及
び運営に関する基準(平成26年厚生労働省	び運営に関する基準(平成26年厚生労働省
令第63号。以下「基準省令」という。)に	令第63号。以下「基準省令」という。)に
定めるところによる。	定めるところによる。
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就	1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就
学前の子どもに関する教育、保育等の総合的	学前の子どもに関する教育、保育等の総合的
な提供の推進に関する法律の一部を改正する	な提供の推進に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する	法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律(平成24年法律第67号	法律(平成24年法律第67号 <u>。以下「整備</u>
)の施行の日から施行する。	<u>法」という。</u>) の施行の日から施行する。
(経過措置)	(経過措置)

(<u>基準省令等</u>の内容現在)

に定めるところによる。

3 この条例において適用する基準省令<u>及びその一部を改正する省令の附則</u>の規定は、<u>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第46号。以下「一部改正省令」という。)による改正後の基準省令及び一部改正省令の公布の日以前に公布された基準省令の一部を改正する省令の附則の規定とする。</u>

2 第2条の規定の適用に関する経過措置は、

基準省令及びその一部を改正する省令の附則

(基準省令 の内容現在)

基準省令____

に定めるところによる。

改

正

3	この条例において適用する基	基準省令_	
_)規定は、	整備
汐	法の施行の日現在の基準省令		
		D規定とす	-る。

2 第2条の規定の適用に関する経過措置は、